

「特定外来生物」にご注意ください

『特定外来生物』は、人の健康、生態系、農林水産業などに被害をもたらす生物として、環境省が指定した外来生物です。

飼育、栽培、保管、譲渡、運搬、販売、野外への放出が法律で禁止され、駆除の対象になっています。

埼玉県内では次のような生物などが発見されていますのでご注意ください。

オオキンケイギク



オオキンケイギク

開花時期：5～7月
特徴：コスモスに似た黄色の花が咲きます。
駆除方法：根ごと引き抜き、燃えるごみとして処理してください。

セアカゴケグモ



セアカゴケグモ

生息場所：地面や人工物のくぼみや隙間など

特徴：体全体が光沢のある黒色。メスは毒を持ち、腹部の背面に赤い縦条模様があります。

噛まれると、腫れや頭痛などの症状が出る場合があります。

対処方法：素手でさわらず、環境推進課に連絡してください。

万が一、噛まれた場合は、すぐに医療機関にご相談ください。

★環境推進課 ☎1173

「コバトンお達者倶楽部」

スタンプをためて、

お得に楽しく健康づくり

「コバトンお達者倶楽部」は埼玉県がすすめている介護予防事業の一つです。登録店の中から目標のお店を1か所決め、楽しくお買い物をし、スタンプを押してもらいます。

スタンプが10個たまると、お店からちょっとしたプレゼントがあります。

定期的な外出という気軽な健康づくりにぜひご参加ください。

対象 65歳以上の市民

参加方法

- ① 介護いきがい課（市役所1階）・市民福祉課（総合支所）・地域包括支援センターのいずれかで「コバトンお達者倶楽部カード」とリーフレット、市内登録店一覧表を受け取ります。
- ② カードはご本人にのみお渡しします。代理は不可。
- ③ 登録店の中から目標のお店を1か所を選び、買物などをしてスタンプを押してもらいます。（1ロー個まで）
- ④ 3か月以内にスタンプが10



個たまったら、その登録店から特典を受けられます。

【店舗・企業の皆様へ】

登録店となってもらえる店舗・企業を随時募集しています。詳しくは左記へお問い合わせください。

★介護いきがい課 ☎1127

「総検校塙保己一先生 遺徳顕彰会」の総会を開催します

郷土出身の偉人、塙保己一先生の偉業を称え、優れた業績を広く社会に発信するため遺徳顕彰会が設立され、活動しています。

左記のとおり総会と記念講演を開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

日時 5月23日(土) 午後2時～4時

会場 セルディ
内容 総会、記念講演

○「記念講演」

講師 齋藤 幸一 氏（公益社団法人温故学会理事長）
演題 「保己一少年、15歳の旅立ち～温故学会の塙保己一像と新塙保己一像～」

※今年度、新幹線本庄早稻田駅前に銅像を建立する予定です。講演はその銅像の姿にちなんだ内容です。

★総検校塙保己一先生遺徳顕彰会事務局（セルディ内）
 ☎08051

行政相談委員を

紹介します

3月31日に任期満了となった行政相談委員について、左記の3人が、総務大臣から委嘱されました。



奥原 栄一 氏



竹沢 弘子 氏



石田 祐寛 氏

行政相談委員は国や県などの行政サービスに関する苦情や相談を受け付けています。相談日時は、毎月第3木曜日午後1時から4時まで（27ページ参照）です。
★市民課 ☎1113

平成26年度 情報公開・個人情報保護制度実施状況をお知らせします

★行政管理課 ☎1161

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

情報公開制度

- 公開を請求できる人 どなたでも
- 公開を請求できる情報 平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで実施機関が保有しているもの（平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています。）

平成26年度情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等				
	請求	申出	全部公開	部分公開	不存在	非公開	取下げ
市長	51	5	56	87	8	11	1
教育委員会	8	6	4	12	1	1	1
議会	2	0	2	2	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0
合計	62	11	62	102	9	12	2

請求：平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した情報の公開を請求権者が求めること

申出：請求以外の場合

※1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあったため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

個人情報保護制度

- 開示を請求できる人 市に自分の情報が記録・保管されている本人（未成年者の場合は、法定代理人による代理人請求が可能です。）
- 制度を利用してできること
情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除（手続きに違反しているとき）、情報の利用・提供の中止（手続きに違反しているとき）

平成26年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数	決定内容等		
		全部開示	部分開示	不開示
市長	18	3	12	3
その他	0	0	0	0
合計	18	3	12	3

※今年度は、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。

※不開示とは、不存在及び存否応答拒否等を理由とする決定です。

※公開できない内容の主なものは、請求者本人以外の個人情報等です。

